

かつしかふれあいRUNフェスタ
第10回大会記念マスコットキャラクターデザイン募集要項

1 趣旨

開催10周年を迎えるに当たり、かつしかふれあいRUNフェスタ（以下「RUNフェスタ」という。）の魅力を広く周知し、ランナー及び応援者を含む大会関係者にとって、参加したくなる、応援したくなる大会になるよう、身近で親しみやすく愛着が持てるマスコットキャラクターを募集するもの

2 応募資格

なし。ただし、暴力団及び葛飾区暴力団排除条例第2条第1号から第3号に掲げる者（反社会的勢力）は除外する。

※ 応募には居住地、年齢、職業（プロ、アマチュア）、個人又はグループの制限はないものとし、令和6年1月5日（金）（「5 募集期間」の末日）時点で18歳未満の者は、応募にあたり保護者の同意を得るものとする。（応募用紙に同意欄あり）

3 応募条件

- (1) 応募作品は、応募者が著作権を有するオリジナル作品で、他の作品と同一又は類似していない未公表のもの
- (2) 応募作品は、第三者が著作権等の権利を有している著作物を利用していないもので、他のコンテスト等に入賞したことがないもの
- (3) 宗教活動・政治活動に関することや、公共の福祉に反することを連想させるもの、また、著作権等の権利を侵害する作品は応募不可。
- (4) 応募作品は、採用・不採用に関わらず、応募用紙等の返却はしない。

4 募集内容

かつしかふれあいRUNフェスタマスコットキャラクターのデザイン

※「キャラクターの愛称」及び「キャラクターのプロフィール」（キャラクターの解説、込められた作者の思い等）を含む。

注意事項

- (1) 人情味あふれる葛飾区で、「つながる人の輪、人の道」をキャッチフレーズとして開催される、誰もが親しみ楽しめるマラソンイベントをイメージできることや、多くの人が愛着を感じるキャラクターとして「RUNフェスタ」をPRできるものであること。
- (2) キャラクターのモチーフは人や動物、植物など自由とする。また、キャラクターに文字で修飾することも可能とする。
- (3) マスコットキャラクターのデザインは、着ぐるみ（大人着用）やぬいぐるみなど、個性的な動きが連想できるものとする。
- (4) マスコットキャラクターのデザイン画は、a. ベストアングル b. 正面 c. 背面 を必須とし、d. 右側 e. 左側、については任意で、それぞれ全身がわかるフォルムでカラーデザインのものとする。

- (5) 1人(1グループ)3作品まで応募できるものとする。ただし、応募用紙(ファイル)1枚につき1作品とする。
- (6) 作品の応募にかかる費用については、全て応募者の負担とする。また、郵送中の作品の紛失、毀損等についても応募者の責任とする。
- (7) 応募作品を提出する際、応募日の欄に日付を記入すること。
- (8) 選考期間中に、第三者から権利侵害等による損害賠償請求が提起された場合、主催者(かつしかふれあいRUNフェスタ実行委員会。以下「実行委員会」という。)は一切の責任を負わず、応募者が対処するものとする。

5 募集期間

令和5年11月6日(月)～令和6年1月5日(金) 必着

6 提出方法

(1) 応募用紙に手書きで作成し提出する場合

マスコットキャラクターデザイン作成用紙あるいは、それに準じた用紙(A4サイズ白色)を使用し、マスコットキャラクターのデザイン画と必要事項を記入した「応募用紙」を添えて折り曲げずに郵送又は持参により提出すること。

(2) データで作成し提出する場合

ア LoGo フォーム (電子申請)

応募用 LoGo フォームから申し込むこと。作成したデータは LoGo フォーム上でアップロードすること。※zip ファイル推奨

イ CD-R等の記録媒体

郵送又は持参により提出すること。

※ アップロード又はCD-R等の記録媒体のデータファイル形式は、jpeg・gif・png・pdfのいずれかとする。(macの場合は、windowsで読込みできるようにすること。)

7 提出先

(1) 郵送又は持参

以下の住所宛に、「RUNフェスタマスコットキャラクターデザイン」在中と記載の上郵送し、又は持参すること。

〒124-0022 東京都葛飾区奥戸7-17-1 奥戸総合スポーツセンター体育館内

かつしかふれあいRUNフェスタ実行委員会事務局 (生涯スポーツ課ランフェスタ係)

(2) LoGo フォーム (電子申請)

右の二次元コード又は以下のリンクアドレスより手続きすること。

<https://logoform.jp/form/Ehiz/364867>



8 賞及び副賞

最優秀賞 1点 / 副賞 30,000円

優秀賞 2点 / 副賞 10,000円

※ 応募時点で18歳未満の方は、図書券又はクオカードとする。

9 選考方法

第一選考：1月6日(土)～2月5日(月)の期間に、以下の選考基準に基づき実行委員会事務局が審査し、応募作品の中から10作品を選考する。

【選考基準】

(1) デザイン力

例) デザインが優れている。新しいコミュニケーションを生むデザインである。
葛飾区のマラソンイベントに相応しいデザイン性がある。等

(2) 提案力

例) 応募用紙の範囲で、伝わりやすいように表現できている。

(3) テーマの理解力

例) RUNフェスタの目的や特徴などを理解し、反映している。

【参考】RUNフェスタのイメージにつながる特徴

- ・「つながる人の輪、人の道」(かつしかふれあいRUNフェスタのキャッチフレーズ)
- ・堀切地域を中心に、街ぐるみで参加ランナーを「おもてなし」している。
- ・音楽バンド、和太鼓、ダンス等、文化的な活動ともコラボし、ランナーを元気づける「応援隊」も大会に参加している。
- ・ボランティアや各種団体・企業の協力による運営スタッフの活躍が大会運営の大きな支えとなっている。

(4) 受け手の意識

例) アイデアとして、メッセージ性(これが必要だ、こうなったら嬉しい等)を感じられる。ターゲットや目的が明確である。等

(5) デザインの具現性(着ぐるみ、フィギュア等への変換)

例) 商品化やイベント活用などへの実現性が高いアイデアである。RUNフェスタのイメージとして浸透し、社会的に認知度が高まる可能性を感じられる。等

第二選考：2月6日(火)開催の実行委員会総会において、委員の投票により3作品を選考する。

最終選考：3月10日(日)第10回かつしかふれあいRUNフェスタ2024開催当日の午前9時から午後3時までの時間に、エントリーランナー及びメイン会場来場者による投票を行い、3月26日(火)開催予定の実行委員会総会にて票数を確認したうえで最優秀賞を決定する。

※投票同数の場合は、令和6年3月末日までに実行委員会委員の投票により決定する。

10 最優秀作品(採用作品)の取扱い

- (1) 最優秀作品は、RUNフェスタのマスコットキャラクターとして、様々なPR活動に活用する。
- (2) 採用したマスコットキャラクターの活用にあたっては、デザイン、色彩、プロフィール等を応募者と相談の上補正・修正等を行う場合がある。また、愛称についても同様とする。

- (3) マスコットキャラクターの活用期間は無期限とする。ただし、キャラクターの変更等、実行委員会の都合により終了する場合がある。

11 最優秀作品（採用作品）の法的取り扱い

- (1) 採用されたマスコットキャラクターの著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）等全ての知的財産権は、実行委員会に帰属する。
- (2) 最優秀賞の受賞者は、実行委員会が当該作品を活用するに当たって、著作者人格権を行使しないこと。
- (3) 最優秀賞の受賞者は、実行委員会に受賞作品として選考されたことを条件に、上記 11. (1)及び 11. (2)を内容とした著作権譲渡契約を締結するものとする。
- (4) 最優秀賞の受賞者は、実行委員会が採用作品の商標・意匠の出願登録することを認めること。また、商標・意匠登録、商品化等に関する対価は無償とすること。
- (5) 最優秀賞の受賞作品が権利侵害等で第三者に損害を与えた場合は、実行委員会は一切の責任を負わない。

12 最優秀作品（採用作品）以外の法的取扱い

最優秀作品（採用作品）以外の作品の著作権等は、実行委員会に移転しない。

ただし、選考過程等において、応募者の同意を得たうえで葛飾区のホームページ等に掲載する場合がある。

13 個人情報の取扱いについて

- (1) 今回の募集に際して応募者から取得した個人情報については、作品の審査、発表、表彰、応募状況の集計以外の目的で使用することはない。
- (2) 受賞者の発表の際は、住所（都道府県市区町村まで）と氏名を、当該受賞者の同意の上公表するものとする。
- (3) 上記事項については、応募された段階で応募者（18 歳未満の方）は保護者の同意が得られたものとする。

14 結果発表

第二選考に残った 3 作品の作者には、令和 6 年 2 月中旬頃に通知する。

最終選考の 1 作品は、3 月 26 日（火）開催予定の実行委員会総会で決定した後に作者本人へ連絡する。その後、必要に応じてクリンナップしたものを令和 6 年 4 月以降に広報紙、ホームページ、SNS 等で公表する。

受賞者以外の応募者は、ホームページ等への掲載をもって結果通知に代えるものとする。

15 問い合わせ先

かつしかふれあいRUNフェスタ実行委員会事務局

（葛飾区教育委員会事務局生涯スポーツ課 ランフェスタ係）

〒124-0022 東京都葛飾区奥戸 7-17-1 奥戸総合スポーツセンター体育館内

TEL 03-3691-7111 FAX 03-5698-1752

E-mail 301600@city.katsushika.lg.jp

(参考法令)

◎著作権法第 27 条（翻訳権、翻案権等）

著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

◎著作権法第 28 条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）

二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類を専有する。

◎著作権法第 61 条（著作権の譲渡）

- 1 著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。
- 2 著作権を譲渡する契約において、第 27 条又は第 28 条に規定する権利が譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと推定する。